

## 大和郡山市防災協力事業所等登録制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害発生時において事業所等が保有する資源を被災者救護活動等に利用するために策定する大和郡山市防災協力事業所登録制度について必要な事項を定め、もって、官民一体の災害対応能力の強化を図るとともに、迅速な被災者救護活動に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内に店舗、工場、事務所、その他事業所を有する者（法人を含む）及び市内に活動拠点を置く団体（NPO法人及び法人でないボランティア団体を含む。）をいう。
- (2) 登録事業所等 第4条の規定により防災協力事業所として登録された事業所等
- (3) 資源 第5条に規定する登録事業所等から提供される人材、物品、施設、設備、役務等をいう。

### (申請)

第3条 登録しようとする事業所等は、防災協力事業所登録・変更申請書（様式第1号）により、災害の際に援助できる項目、対価の要否等の必要事項を定めて市長に申請するものとする。申請内容に変更が生じた場合も同様とする。

### (登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、登録の是非について審査するものとする。

2 市長は、前項の審査において、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員が事業活動を支配する事業所等又は事業所等でその役員（代表者その他の経営に事実上参加している者を含む。）のうちに暴力団その他の反社会的勢力に所属する者を含むもの
- (2) 市税を滞納している事業所等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、登録することが適当でないと市長が認める事業所等

3 市長は、申請者が前項第1号に該当するか否かについては郡山警察署に照会して、また、前項第2号に該当するか否かについては市税の納付状況により、確認するものとする。

4 市長は、前各項により登録の是非について決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

### (防災協力項目)

第5条 登録事業所等から提供を受ける資源は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 労務の提供
- (2) 食料品、飲料水その他生活用品の提供
- (3) 避難所等の提供
- (4) 負傷者等の搬送
- (5) 資機材の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防災上必要な協力

### (登録事業所等の公表)

第6条 市長は、登録事業所の名称、所在地等を公表することができる。

### (災害時の協力)

第7条 市長は、災害が発生したときは、登録事業所が第3条の申請において定めた援助できる項目について、協力を要請するものとする。

2 登録事業所等は、前項の要請があったときは、市の防災活動に協力するとともに、自ら被災者救護活動に努めなければならない。

(協力期間)

第8条 登録事業所等が前条の協力を行う期間は、当該登録事業所等が本来の業務に支障をきたさないと判断する期間とする。

(登録期間)

第9条 登録期間は、第4条第4項の通知の日から1年間とする。ただし、登録期間満了の日までの間において次条により登録が抹消されない限り、登録期間はさらに1年延長されるものとし、以後についても同様とする。

(登録の抹消)

第10条 市長は、登録事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 市外に移転したとき。
- (3) 事業所等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意志が確認できないとき。
- (4) 大和郡山市防災協力事業所抹消申出書(第2号様式)の提出により、登録の抹消を申し出たとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業所等を登録しておくことが適当でないと市長が認めるとき。

(庶務)

第11条 この事業に係る庶務は、総務部市民安全課で処理する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

大和郡山市長 様

所在地  
法人名（団体名）

大和郡山市防災協力事業所登録・変更申請書

（ふりがな） 事業所名又は団体名	
所在地	
電話番号 FAX番号	
業種又は活動内容	
従業員数又は会員数	
（ふりがな） 代表者名	
担当部署及び 担当者（連絡先）	
災害時に援助できる 範囲	1 労務の提供 2 食料品、飲料水その他生活用品の提供 3 避難所等の提供 4 負傷者等の搬送 5 資機材の提供 6 前各号に掲げるもののほか、防災上必要な協力
対価の要否	1. 無償協力 2. 有償協力（適正価格での提供） 3. 状況に応じ
市のホームページ等 での公表	1. 承諾する 2. 承諾しない
人的援助	
協力可能人数	[ ]人程度
活動内容	
物品援助	
物品の種類、品名 数量等	

大和郡山市防災協力事業所等登録制度要綱第4条の規定に基づく照会等登録・変更申請をするにあたり、このことについて、照会等することに承諾します。

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

大和郡山市長 様

所在地  
法人名（団体名）

大和郡山市防災協力事業所抹消申出書

(ふりがな) 事業所名又は団体名	
所在地	
抹消の理由	

年 月 日をもって大和郡山市防災協力事業所登録の抹消をお願いします。